



■雇用保険の高年齢被保険者の特例とは？

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、高年齢被保険者の特例に関する規定が令和4年1月1日から施行されます。それに伴い令和3年7月21日に、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第125号）」が公布されました。

◆高年齢被保険者の特例とは

令和4年1月1日より、複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、本人の申出を起点に、2つの事業所の労働時間を合算して、「週の所定労働時間が20時間以上である」ことを基準として雇用保険が適用されることになります。

◆制度の対象者（高年齢被保険者）の要件

要件は次の通り（雇用保険法37条の5第1項各号）。

- (1) 2つ以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者
- (2) 上記(1)のそれぞれ1つの事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満
- (3) 上記(1)のうち2つの事業主の適用事業（申出を行う労働者の1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限る）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上

◆高年齢被保険者の特例の申出

特例の申出は、申出を行う者の氏名、性別、住所または居所、生年月日、事業所の名称と所在地、適用事業における1週間の所定労働時間などを記載した届書に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出することとされています。公共職業安定所は申出の内容を確認し、本人と各事業所に通知します。なお、資格取得の場合は申出の日に被保険者の資格を取得します。

◆事業主の留意点

事業主は、高年齢被保険者の特例の申出を行う者から申出のために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければなりません。また、事業主は、労働者が申出をしたことを理由に、労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはなりません。

編集後記

今年の流行語大賞発表の時期はまだ先ですが、2021年もコロナウイルス関連で様々な言葉が飛び交っています。そのひとつが「副反応」でしょうか。接種を希望していても予約がなかなか取れなかった為、これから1回目を実施する方、特に若い方が多いのではないかと思います。副反応症状の情報だけを先に聞いてしまい、結果、不安になるのは仕方ないことです。ワクチンについては、様々な考え方があると思いますが、これから打つ予定の方は予め「副反应对策」をしておくと、少しは不安が解消されるかもしれません。よく言われているのが、解熱鎮痛剤、経口補水液等の飲料、氷嚢（保冷剤、冷え〇タ等、腫れた腕を冷やすもの）、高熱で食欲がない時に備え、ゼリー等簡単に食べられるもの、悪寒がした時の為に長袖の服、毛布等を準備しておくことと便利でしょう。そして、予約日は副反応を見据えて、家族や職場の同僚と重ならないように調整することも大事だと思います。

TOPICS

■70歳就業時代の人事労務管理に必要なもの

◆65歳以降の雇用・就業の現状と課題に関する調査

独立行政法人労働政策研究・研修機構では、2021年6月に「70歳就業時代の展望と課題 ―企業の継続雇用体制と個人のキャリアに関する実証分析―」という報告書を公表しました。65歳以降の雇用・就業の拡大に向けた人事労務管理について参考になるポイントがあります。

◆年齢に関わらない評価と賃金制度が求められる

70歳までの就業確保を義務化する政策がすすめられていますが、継続雇用が促進されると、各企業は人件費負担を考慮し、高年齢従業員の賃金や仕事内容等を工夫する必要に迫られます。報告書では、（政策的には）「仮に65歳以降の就業機会の更なる拡大を目標とするなら、60歳前後で仕事内容や責任を変化させる体制から、変化を伴わない雇用継続のあり方へと変えていくことが重要である。」とし、効果的なこととして、高年齢者に対して「技能やノウハウの継承」という役割を強調しすぎないこと、年齢に関わらず評価等に即して賃金を決定していく制度を導入することを挙げています。

◆労働者個人の感じ方にも留意が必要

ただ一方で、60代前半の労働者個人の感じ方としては、60歳または定年到達前後で仕事が変わらないことは、仕事や責任が変わることに比べて、必ずしも満足しているとはいえないとの結果も出ています。60歳や定年という節目で気分一新し、新たな学びや成長につなげたいというのが、一般的な感情なのかもしれません。

◆従業員とのコミュニケーションをとりつつ、自社の事情に合った制度の検討を

各企業の労務管理においては、従業員の体力等への配慮や、雇用・就業年齢がこれまでよりも上がることを見据えた、従業員とのコミュニケーション促進策が必要になると思われます。我が国は高齢化社会に向かっていきますし、いずれ誰もが高年齢者になります。採用や賃金への影響も考えながら、自社の事情に合った、高年齢者の雇用維持・確保方法を検討する必要があるでしょう。

【参考】（独）労働政策研究・研修機構「70歳就業時代の展望と課題」

Harmony通信 2021.09

#発行：2021年9月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所
Harmony社会保険労務士法人
合同会社Harmony



住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

